4 水質関係

4-(1) 水質汚濁に係る環境基準

昭和46. 12. 28 環告59

一部改正,昭和49.9.30 環告63(総水銀,アルキル水銀追加)

昭和50. 2. 3 環告3 (PCB追加)

昭和57. 12. 25 環告140 (湖沼の窒素, 燐の追加)

平成5.3.8 環告16 (有機燐削除,15項目追加及び基準値改正)

平成5.8.27 環告65 (海域の窒素, 燐の追加)

平成11. 2. 22 環告14 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素,ふっ素,ほう素の追加)

平成15.11.5 環告123 (水生生物の保全に係る環境基準の追加)

平成21. 11. 30 環告78 (1.4-ジオキサンの要監視項目から環境基準項目への変更)

平成23. 10. 27 環告94 (カドミウムの環境基準の見直し)

平成24. 8. 22 環告127 (ノニルフェノールの追加)

平成25. 3. 27 環告30 (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の追加)

平成26. 11. 17 環告126 (トリクロロエチレンの環境基準の見直し)

平成28. 3.30 環告37 (底層溶存酸素量の追加)

平成31. 3.20 環告46(公共用水域水質環境基準の一部改正)

令和3.10.7 環告62(六価クロムの基準値の見直し、大腸菌群数から大腸菌数へ見直し)

4-(1)-(1) 人の健康の保護に関する環境基準

表 1 人の健康の保護に関する環境基準(27項目):全公共用水域に適用

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六 価 ク ロ ム	0.02 mg/L以下
砒 素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
Р С В	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チゥラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(参考)表2 要監視項目及び指針値(27項目)

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
pージクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシン銅(有機銅)	0.04 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	_
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	_
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び	0.00005mg/L 以下
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	(暫定) ※

[※]PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(参考)表3 水生生物の保全に係る要監視項目

物 質 名	水 域	類 型	指針値
		生物A	0.7 mg/L 以下
)	生物特A	0.006 mg/L 以下
	河川及び湖沼	生物B	3 mg/L 以下
クロロホルム		生物特B	3 mg/L 以下
	41 44	生物A	0.8 mg/L 以下
	海域	生物特A	0.8 mg/L 以下
		生物A	0.05 mg/L 以下
)	生物特A	0.01 mg/L 以下
	河川及び湖沼	生物B	0.08 mg/L 以下
フェノール		生物特B	0.01 mg/L 以下
	41 44	生物A	2 mg/L 以下
	海域	生物特A	0.2 mg/L 以下
		生物A	1 mg/L 以下
	河川及び湖沼	生物特A	1 mg/L 以下
		生物B	1 mg/L 以下
ホルムアルデヒド		生物特B	1 mg/L 以下
	V= 1-4	生物A	0.3 mg/L 以下
	海域	生物特A	0.03 mg/L 以下
		生物A	0.001 mg/L 以下
)	生物特A	0.0007 mg/L 以下
	河川及び湖沼	生物B	0.004 mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール		生物特B	0.003 mg/L 以下
	\\ \L+	生物A	0.0009 mg/L 以下
	海域	生物特A	0.0004 mg/L 以下
		生物A	0.02 mg/L 以下
)	生物特A	0.02 mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物B	0.02 mg/L 以下
		生物特B	0.02 mg/L 以下
	.\ L 14	生物A	0.1 mg/L 以下
	海域	生物特A	0.1 mg/L 以下
		生物A	0.03 mg/L 以下
	河川及々が神の河	生物特A	0.003 mg/L 以下
2.4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物B	0.03 mg/L 以下
		生物特B	0.02 mg/L 以下
	海 ໄ	生物A	0.02 mg/L 以下
	海域	生物特A	0.01 mg/L 以下

 $_{\rm X}$ 1 生 物 A: [河川及び湖沼]イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息 する水域

「海 域]水生生物の生息する水域

生物特A: [河川及び湖沼]生物Aの水域のうち,生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

[海 域]生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

※2 生物 B: [河川及び湖沼] コイ,フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 生物特B: [河川及び湖沼] 生物A又は生物Bの水域のうち,生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁 殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

4-(1)-② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川 (湖沼を除く)

	71 (M)/L) C M/ \ /			2/4-	/	
項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
А	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
В	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L 以下	5 mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
С	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	_
D	工業用水 2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2 mg/L以上	_
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L以上	_
測	定方法	規格 12.1 に定め る方法又はガラス 電極を用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	規格 21 に定める 方法	付表9に掲げる方法	規格 32 に定める 方法又は隔膜電極 若しくは光学式セ ンサを用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	付表 10 に掲げる 方法

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (nは日間平均値のデータ数)のデータ値 $(0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 5 水産1級,水産2級及び水産3級については,当分の間,大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼,海 - 域もこれに準ずる。)。
- 6 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし, 大腸菌を培地で培養し, 発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

IJ

2 水 道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1級:ヤマメ,イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

" 3級:コイ,フナ等,β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

』 3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全: 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

イ 河川の水生生物に係る環境基準 (平成25年3月27日付追加)

項目			基 準 値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち, 生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖 場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必 要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ,フナ等比較的高 温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち,生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測	定 方 法	規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

[※] 基準値は、年間平均値とする。

ウ 湖沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日 間以上である人工湖)

	コント					
項目			基	準	値	
類型	利用目的の 適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A A	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L 以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2,3級 水産2級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL 以下
В	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L 以下	5 mg/L以上	I
С	工業用水2級環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L以上	1
測	定方法	規格 12.1 に定め る方法又はガラス 電極を用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	規格 17 に定める 方法	付表9に掲げる方法	規格 32 に定める 方法又は隔膜電極 若しくは光学式セ ンサを用いる水装質 自動監視測定場同程 によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	付表 10 に掲げる 方法

備 考

- 1 水産1級,水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。
- 4 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境の保全
 - 2 水 道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - "2,3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作,又は,前処理等を伴う高度の浄水操作
 - を行うもの
 - 3 水 産 1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
 - 水産生物用
 - 2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水
 - 産生物用
 - 3級:コイ,フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 2級:薬品注入等による高度の浄水操作,又は,特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

湖沼の窒素・燐(昭和57年12月25日追加)

項目		基	単 値
類型	利 用 目 的 の 適 応 性	全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
П	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ш	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げる もの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種,工業用水,農業用水,環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
	測 定 方 法	規格 45.2, 45.3, 45.4又 は 45.6 (規格 45 の備考 3 を除く。2 イにおいて同 じ。) に定める方法	規格 46.3 (規格 46 の備考 9 を除く。2 イにおいて同 じ。) に定める方法

備

- 基準値は, 年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全 窒素の項目の基準値は、全窓素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- **※** 2 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水 道
 - 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは, 臭気物質の
- 除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。) 1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用 ₩ 3
 - 2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 - 3種:コイ,フナ等の水産生物用
- **※** 4 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

オ 湖沼の水生生物に係る環境基準 (平成28年3月追加)

項目			基 準 値	
類型	水生生物の生息状況の 適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ, サケマス等比較的低温 域を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち,生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ,フナ等比較的高温域を好 む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち,生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
ì	測定方法	規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

(注) 基準値は, 年間平均値とする。

項目		基 準 値
類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き,水生生物が生息できる場を保全・再生する水域 又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き,水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域,再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
	測 定 方 法	規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法

考 基準値は,日間平均値とする。 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には,横型のバンドン採水器を用いる。

力 海域

項目			基	準	値	
類型	利用目的の 適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n - ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されない こと。
В	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5 mg/L以上	_	検出されない こと。
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2 mg/L以上	_	_
測	定 方 法	規格 12.1 に定め る方法又はガラス 電極を用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	規格 17 に定める 方法(ただし, B 類型の工業用水及 び水産 2 級のうち ノリ養殖の利水点 における測定方法 はアルカリ性法)	規格 32 に定める 方法又は隔膜電極 若しくは光学式セ シサを用いる装用 自動監視測定装同程 度の計測結果の得 られる方法	付表 10 に掲げる 方法	付表 14 に掲げる 方法

- 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

アルカリ性法とは次のものをいう。 試料 50mL を正確に三角フラスコにとり, 水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1 mL を加え, 次に過マンガン酸 カリウム溶液 (2mmo1/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化 カリウム溶液 (10w/v%) 1 mL とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え,冷却後,硫酸 (2+1) 0.5 mL を 加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液 を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD値を計算する。

- $COD (O_2 mg/L) = 0.08 \times [(b) (a)] \times fNa_2 S_2 O_3 \times 1000 / 50$
- (a): チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)
- (b):蒸留水について行なった空試験値 (mL)
- fNa₂S₂O₃:チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価
- 3 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし, 大腸菌を培地で 培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水 産 1級:マダイ,ブリ,ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 - 水 産 2級:ボラ,ノリ等の水産生物用
 - 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

キ 海域の窒素・燐(平成5年8月27日付追加)

項目		基	值
類型	利 用 目 的 の 適 応 性	全窒素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
П	水産1種,水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ш	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産 3 種,工業用水,生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下
	測 定 方 法	規格 45.4 又は 45.6 に定め る方法	規格 46.3 に定める方法

備考

Ж 3

- 1 基準値は,年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- ※1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- ※2 水 産 1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲

される

水 産 2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水 産 3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ク 海域の水生生物に係る環境基準(平成28年3月追加)

項目			基 準 値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち,水 生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場とし て特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
浿	〕 定 方 法	規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

[※] 基準値は、年間平均値とする。

項目		基 準 値
類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息 できる場を保全・再生する水域又は再生産段階におい て貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保 全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き, 水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再 生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き, 水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域,再生産段階において 貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全 ・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
	測 定 方 法	規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げ る方法

備老

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

4 — (1) — ③ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成9年3月13日環境庁告示第10号

(平成 10 年 4 月 24 日環境庁告示第 23 号一部改正) (平成 11 年 2 月 22 日環境庁告示第 16 号一部改正) (平成 20 年 4 月 1 日環境省告示第 41 号一部改正) (平成 21 年 11 月 30 日環境省告示第 79 号一部改正) (平成 23 年 10 月 27 日環境省告示第 94 号一部改正) (平成 24 年 5 月 23 日環境省告示第 85 号一部改正) (平成 26 年 3 月 20 日環境省告示第 40 号一部改正) (平成 26 年 11 月 17 日環境省告示第 127 号一部改正) (平成 28 年 3 月 29 日環境省告示第 31 号一部改正) (平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 54 号一部改正) (中成 3 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号一部改正) (令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 62 号一部改正)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第 16 条第 1 項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を 保護する上で維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間 等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値 の欄に掲げるとおりとする。

第2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする(ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。)。

第4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況,水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別表

別表		
項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。) K0102 の 55.2, 55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2 (規格 K102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法, 規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法, 規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「公共用水域告示」という。) 付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格 K0102 の 65. 2 (規格 K0102 の 65. 2. 2 及び 65. 2. 7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) 1 規格 K0102 の 65. 2. 1 に定める方法による場合原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 K0102 の 65. 2. 3、65. 2. 4 又は 65. 2. 5 に定める方法による場合(規格 K0102 の 65. の備考 11 の b)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 規格 K0102 の 65. 2. 6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2 に定めるところによるほか、規格 K0170 – 7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L以下	規格 K0102 の 61.2, 61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
РСВ	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモ/マー)	0.002 mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める 方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	シス体にあっては規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法, トランス体にあっては, 規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法

1,3-ジクロロプロペン	0.002	mg/L以下	規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006	mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003	mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	mg/L以下	規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01	mg/L以下	規格 K0102 の 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法, 亜硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8	mg/L以下	規格 K0102 の 34.1 (規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 K0102 の 3 4.1c(注(2)第三文及び規格 K0102 の 32 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	1	mg/L以下	規格 K0102 の 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05	mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
/ 			

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

4-(2) 県内公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

① 河川

ア BOD等に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準点	類型指定 年 月 日	備考
米之津川	全域	A	イ	六月田橋 米之津橋	S48. 6.29	H7.6.5 見直し(旧:C)
高尾野川	全域	А	イ	桜橋 出水大橋	S50. 4.21	H19.3.30 見直し
折口川	全域	Α	イ	田島橋	S50. 4.21	H19.3.30 見直し(旧:C)
高松川	全域	Α	イ	浜田橋	S50. 4.21	
川内川上流	曽木の滝から上流	Α	イ	曽木の滝上流	S48. 4. 2	
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷小倉	S46. 5.25	H20.3.28 見直し
五反田川上流	上水道取水口から上流	Α	イ	上水道取水口	S50. 4.21	H8.6.5 見直し(旧:B)
五反田川下流	上水道取水口から下流	В	イ	五反田橋	S50. 4.21	
八房川	全域	Α	イ	川上橋	S50. 4.21	
大里川	全域	Α	イ	恵比須橋	S50. 4.21	H19.3.30 見直し(旧:C)
神之川	全域	Α	1	大渡橋	S51. 4.26	H19.3.30 見直し(旧:B)
万之瀬川上流	広瀬橋から上流	Α	1	両添橋	S49. 7. 5	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
				花川橋		H19.3.30 見直し
万之瀬川下流	広瀬橋から下流	В	イ	万之瀬橋	S49. 7. 5	1110:0:00 /1120
加世田川	全域	A	イ	田中橋	S49. 7. 5	H19.3.30 見直し(旧:B)
			'	上水道取水口		H19. 3. 30 見直し
花渡川	全域	A	イ	花渡橋	S52. 6.17	
和田川	全域	Α	イ	潮見橋	S49. 6.14	R4.3.15 見直し
永田川	全域	В	ハ	新永田橋	S49. 6.14	
脇田川	全域	Α	イ	南田橋	S47. 6.19	R4.3.15 見直し
新川	全域	В	イ	第二鶴ヶ崎橋	S47. 6.19	H19.3.30 見直し(旧:C)
甲突川	全域	A	イ	河頭大橋 岩崎橋 松方橋	S47. 6.19	H19.3.30 見直し
稲荷川	全域	A	イ	水車入口橋 黒葛原橋	S47. 6.19	R4.3.15 見直し
思川	全域	Α	ハ	青木水流橋	S49. 6.14	
別府川	全域	Α	イ	岩淵橋	S49. 6.14	
網掛川	全域	Α	1	田中橋	S49. 6.14	
天降川	全域	A	1	新川橋	S49. 6.14	
中津川	全域	A	1	犬飼橋	S49. 6.14	
検校川	全域	Α	イ	検校橋	S49. 6.14	
本城川上流	内之野橋 500m下流地点から上流	ΑA	1	内之野橋下流	S50. 7. 1	H8.6.5 見直し(旧:A)
本城川下流	内之野橋 500m下流地点から下流	A	1	中洲橋	S50. 7. 1	III OF OF ONE OF IT
高須川	全域	A	1	高須橋	S50. 7. 1	
神ノ川	全域	A	イ	神ノ川橋	S50. 7. 1	
雄川	全域	A	イ	雄川橋	S50. 7. 1	
肝属川上流	河原田橋から上流	В	ハ	河原田橋	S48. 12. 7	H20.3.28 見直し(旧:C)
肝属川下流	河原田橋から河口まで	A	イ	第二有明橋	S48. 12. 7	H20.3.28 見直し(旧:B)
串良川	全域	A	7	第一年明備 串良橋	S48. 12. 7	1140.0.40 元臣 し(旧·D)
田原川	全域	C	П	神 民 1個 河口から 300m 上流	S48. 12. 7	
菱田川	全域	A	П	菱田橋	S48. 12. 7	
安楽川	全域		П	安楽橋	S48. 12. 7	
	全域	A				U7 6 5 目声1 (旧·D)
前川 上海 川上海	·	A	イ	権現橋	S50. 4.21	H7.6.5 見直し(旧:B)
大淀川上流	宮崎県境から上流	A	口口口	新割田橋	S48. 6.29	
横市川上流	宮崎県境から上流	A	口	宝来橋	S48. 6.29	
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	Α	イ	中谷橋	S48. 6.29	

イ 水生生物に係る環境基準

1 水生生物	II〜徐る塓児基準 │		法出	甘淮	指刑 化学		
水 域 名	範囲	該当類型	達成期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備	考
甲突川	全域	生物B	イ	3	H22. 3.30		
天降川	全域	生物B	イ	1	H22. 3.30		
高尾野川	全域	生物B	イ	2	H23. 3.29		
折口川	全域	生物B	イ	1	H23. 3.29		
高松川	全域	生物B	イ	1	H23. 3.29		
五反田川	全域	生物B	イ	2	H23. 3.29		
八房川	全域	生物B	イ	1	H23. 3.29		
大里川	全域	生物B	イ	1	H23. 3.29		
神之川	全域	生物B	イ	1	H23. 3.29		
万之瀬川	全域	生物B	イ	3	H23. 3.29		
加世田川	全域	生物B	イ	1	H23. 3.29		
花渡川	全域	生物B	イ	2	H23. 3.29		
思川	全域	生物B	イ	1	H23. 3.29		
別府川	全域	生物B	イ	1	H23. 3.29		
網掛川	全域	生物B	イ	1	H23. 3.29		
中津川	全域	生物B	イ	1	H23. 3.29		
検校川	全域	生物B	イ	1	H23. 3.29		
安楽川	全域	生物B	イ	1	H23. 3.29		
大淀川上流	宮崎県境から上流	生物B	イ	1	H24. 3.30		
米之津川上流	平良川合流点から上流	生物A	イ	1	H24. 3.30		
米之津川下流	平良川合流点から下流	生物B	イ	1	H24. 3.30		
串良川	全域	生物B	イ	1	H24. 3.30		
本城川	全域	生物B	イ	2	H24. 3.30		
高須川	全域	生物B	イ	1	H24. 3.30		
神ノ川	全域	生物B	イ	1	H24. 3.30		
雄川	全域	生物B	イ	1	H24. 3.30		
田原川	全域	生物B	イ	1	H24. 3.30		
菱田川	全域	生物B	イ	1	H24. 3.30		
前川	全域	生物B	イ	1	H24. 3.30		
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	生物B	イ	1	H24. 3.30		
横市川上流	宮崎県境から上流	生物B	イ	1	H24. 3.30		
稲荷川	全域	生物B	イ	2	H24. 3.30		
新川	全域	生物B	イ	1	H24. 3.30		
永田川	全域	生物B	イ	1	H24. 3.30		
脇田川	全域	生物B	イ	1	H24. 3.30		
和田川	全域	生物B	イ	1	H24. 3.30		
川内川	全域	生物B	イ	3	H24. 3.30		
肝属川	全域	生物B	1	2	H24. 3.30		

② 湖沼 ア COD等に係る環境基準

水 域 名	範囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備考
池田湖	全域	A	イ	3	S52. 6.17	
鶴田ダム貯水池	曽木の滝から鶴田ダムまで	Α	イ	3	S56. 1.26	
鰻池	全域	A	イ	1	S57. 11. 1	
高隈ダム貯水池	全域	Α	イ	2	Н 9. 6.25	

イ 全窒素及び全燐に係る環境基準

水域名	範囲	該当	達成	基準	類型指定	備考
/ 人 久 石	単位 四	類型	期間	点数	年月日	и н 75
池田湖	全域	П	口	3	S60. 6. 7	全窒素については当分の 間適用しない。
鶴田ダム貯水池	曽木の滝から鶴田ダムまで	IV	イ	3	S61. 12. 10	n .
鰻池	全域	П	1	1	S62. 6.10	11
高隈ダム貯水池	全域	Ш	イ	2	Н 9. 6.25	"

ウ 水生生物に係る環境基準

水 域 名	範	囲	該当類型	達成 期間	基準 点数	類型指定年 月 日	備	考
池田湖	全域		生物B	イ	3	H22. 3.30		
鶴田ダム貯水池	全域		生物B	イ	3	H24. 3.30		
鰻池	全域		生物B	イ	1	H22. 3.30		
高隈ダム貯水池	全域		生物B	イ	2	H24. 3.30		

③ 海域 ア COD等に係る環境基準

水域		範囲	基準	該当	達成	類型指定
/八 域		부造 본기	点数	類型	期間	年月日
八代海南部海域	(1)	米之津港	1	В	イ	S51. 8. 9
"	(2)	米之津川河口海域	1	Α	ハ	IJ
"	(3)	全域から上記を除く海域	5	Α	イ	II .
薩摩半島西部海域((1)	阿久根港	2	В	イ	S53. 9. 1
"	(2)	万之瀬川河口海域	1	Α	口	II .
"	(3)	全域から上記及び下記を除く海域	4	Α	イ	II .
"	(4)	川内港	1	В	イ	S57. 2. 10
"	(5)	串木野港	1	В	イ	II .
薩摩半島南部海域		全 域	3	A	イ	S52. 6. 17
鹿児島湾((1)	全域から下記を除く海域	1 7	A	イ	S50. 7. 1
n ((2)	鹿児島港本港区	1	В	7	S50. 7. 1 (H7.6.5 範囲変更)
"	(3)	" 南港区	1	В	イ	S50. 7. 1
"	(4)	" 木材港区	1	В	イ	"
"	(5)	" 谷山一区	1	В	イ	II .
"	(6)	" 谷山二区	2	В	イ	II .
"	(7)	山川港	1	В	7	"
大隅半島東部海域((1)	志布志港	1	В	イ	S51. 8. 9
n ((2)	菱田川河口海域	1	A	П	11
"	(3)	肝属川河口海域	1	A	П	"
"	(4)	全域から上記を除く海域	7	A	イ	11
西之表港海域		全 域	2	A	イ	S53. 9. 1
名瀬港海域 ((1)	新川河口海域	1	В	イ	S52. 6. 17
"	(2)	全域から上記を除く海域	2	A	イ	11
奄美大島本島海域		全域から名瀬港海域を除く海域	4	Α	イ	S57. 2. 10

イ 全窒素及び全燐に係る環境基準

水 域 名	範	囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備考
鹿児島湾	全	域	П	イ	2 6	Н 8. 6. 5	
八代海南部海域	全	域	I	イ	7	H11. 5.14	

ウ 水生生物に係る環境基準

/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	1, 0, 200, 20, 70				
水 域 名	範 囲	該当類型	達成 期間	基準点	類型指定 年 月 日
鹿児島湾(1)	全域(下記を除く)	生物特A	イ	基準点 1 ~ 4, 7, 13, 15	R 5. 11. 17
鹿児島湾(2)	鹿児島港,喜入港, 指宿港,山川漁港周辺	生物A	1	基準点 5, 6, 8~12, 14, 16	11
八代海南部海域(1)	全域 (下記を除く)	生物特A	イ	基準点3~7	11
八代海南部海域(2)	港湾,漁港周辺	生物A	イ	基準点 2	"

※ 達成期間「イ」とは、ただちに達成 「ロ」とは、5年以内で可及的すみやかに達成 「ハ」とは、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

4-(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

昭和46. 6. 21 総理府令35

一部改正, 昭和49. 9. 30 総理府令65 (総水銀, 水銀)

昭和49. 11. 19 総理府令70

昭和50. 2. 3 総理府令3 (PCB追加)

平成元. 4. 3 総理府令19(TCE, PCE追加)

平成5.8.27 総理府令40 (海域にかかる窒素・燐追加)

平成5.12.27 総理府令54 (ジクロロメタン等13項目追加)

平成13. 6.13 環境省令21 (ほう素,ふっ素,アンモニア等化合物追加)

平成24. 5. 23 環境省令15 (1,4-ジオキサン追加)

ア 人の健康の保護に関する項目(有害物質)

項目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シ ア ン 化 合 物	1 mg/L
有機リン化合物	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四 塩 化 炭 素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シスー1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L
なり糸及びでの旧日初	海 域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L
~~ / ボ及してツ 口 物	海 域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、	100 mg/L (注2)
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/ D (IL D/
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

^{※1} 排水量に関係なく全ての特定事業場に適用される

※2 アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

イ 生活環境の保全に関する項目

1 エルネスのトエト	2) V V I		
項			許 容 限 度
エエ(小夫ノナン神座)	河川, 湖沼		5.8~8.6
p H (水素イオン濃度)	海域		5.0~9.0
	, 敵 丰 襾 犬 具)	最 大 160 mg/L
BOD(生物 化学的) 睃 糸 安 氷 里)	日間平均 120 mg/L
	素要求量	`	最 大 160 mg/L
COD(化 学 的 酸	素要求量)	日間平均 120 mg/L
CC (> \frac{1}{2} \frac{1}{2}	the fit of	`	最 大 200 mg/L
SS(浮 遊	物 質 量)	日間平均 150 mg/L
ノルマルヘキサン	鉱油	類	5 mg/L
抽出物質含有量	動植物油脂	類	30 mg/L
フェノール	類 含 有	量	5 mg/L
銅 含	有	量	3 mg/L
亜 鉛 含	有	量	2 mg/L
溶 解 性 鉄	含 有	量	10 mg/L
溶解性マン	ガン含有	量	10 mg/L
クロム	含 有	量	2 mg/L
大 腸 菌	群	数	日間平均 3000 個/cm ³
室 素 含		旦.	最 大 120 mg/L
室 素 含	有	量	日間平均 60 mg/L
		.	最 大 16 mg/L
」	有	量	日間平均 8 mg/L

- ※1 この表に掲げる排出基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m3 以上の特定事業場に適用される。
- ※2 BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に適用され、CODは、海域及び湖沼に 排出される排出水に適用される。
- ※3 窒素及び燐の適用水域
 - (1) 窒素
 - 海域

八代海, 鹿児島湾, 名瀬港, 中甑浦, 焼内湾, 久慈湾及び篠川湾, 薩川湾, 諸鈍湾, 三浦湾, 笠利湾(H5.8.27 設定 H5.10.1 施行)

・湖沼

鶴田ダム貯水池(さつま町他) (H10.6.23 設定 H10.8.1 施行)

- (2) 燐
 - 海域

八代海, 鹿児島湾, 名瀬港, 中甑浦, 焼内湾, 久慈湾及び篠川湾, 薩川湾, 諸鈍湾, 三浦湾, 笠利湾 (H5.8.27 設定 H5.10.1 施行)

•湖沼

高隈ダム貯水池(鹿屋市),高川ダム貯水池(出水市),鶴田ダム貯水池(さつま町他),池田湖(指宿市),鰻池(指宿市),藺牟田池(薩摩川内市),鍬崎池(薩摩川内市),南部ダム貯水池(天城町)(S60.5.30 設定 S60.7.15 施行)

伊仙中部ダム貯水池 (伊仙町) (H10.6.23 設定 H10.8.1 施行)

大川ダム貯水池(奄美市), 西京ダム貯水池(西之表市), 永吉ダム貯水池(日置市, 鹿児島市), 竹山ダム貯水池(霧島市), 須野ダム貯水池(奄美市), 神嶺ダム貯水池(徳之島町)

(H16.5.24 設定 H16.6.1 施行)

金峰ダム貯水池(南さつま市),川辺ダム貯水池(南九州市) (H22.7.27 設定,H22.7.27 施行) 輝北ダム貯水池(鹿屋市),高松ダム貯水池(阿久根市),清浦ダム貯水池(薩摩川内市),中岳ダム 貯水池(曽於市),市来ダム貯水池(いちき串木野市),串木野ダム貯水池(いちき串木野市) (R5.2.28 設定,R5.2.28 施行)

4-(4) 条例に基づく上乗せ排水基準

(水道汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

4-(4)-① 川内川水域に係る上乗せ排水基準

適用区域:川内川及びこれに接続する公共用水域

ア 鶴田ダムから下流の川内川水域に係る上乗せ排水基準

(昭和48年3月30日公布,昭和48年4月1日施行)

				項目	及び許容	限度		
			生物化	2学的	浮遊物	勿質 量	大腸菌	
			酸素罗	更求量	(単位	1 リットル	群数	
		₩ 1 . 1.	(単位:	1 リットル	につき	ミリク゛ラ	(単位	適用の日又は
区分		業種	につき	につきミリグラ			1 立方	適用期間
				(۵			センチメート	
			日間	最大	日間	最 大	ルにつ	
			平 均	取 八	平均	取 八	き個)	
この条例の	パルプ,紙又	排出水量 130,000 立方メートル以上のもの	50	65	60	80		昭和 48 年 6 月 24 日
施行の日前	は紙加工品		70	90	80	100		昭和48年6月24日から
に設置され	製造業	排出水量 130,000 立方メートル未満のもの	70	90	80	100		昭和49年12月31日まで
ている特定			60	80	70	90		昭和50年1月1日
		でん粉又は化工でん粉製造業	1,000	1, 300	200	250		昭和 48 年 6 月 24 日
施設の設置	業	蒸留酒又は混成酒製造業	300	390	150	200		昭和 48 年 6 月 24 日
の工事をし		その他のもの	90	120	80	100		昭和 48 年 6 月 24 日
ているもの	製糸業		90	120	70	90		昭和 48 年 6 月 24 日
を含む。)	採石業又は砂	利採取業			250	300		昭和 48 年 6 月 24 日
	と畜場		60	80	80	100	3,000	昭和 48 年 6 月 24 日
	し尿処理施設	のみを有するもの	30		50	70		昭和 48 年 6 月 24 日
	陶磁器又は陶	磁器関連製品製造業	30	40	40	60		昭和 48 年 6 月 24 日
	その他のもの	(豚房施設, 牛房施設又は馬房施設を	30	40	70	90		昭和 48 年 6 月 24 日
	有するものを	除く。)	30	40	70	90		哈和 40 平 0 月 24 日
この条例の	採石業又は砂	利採取業			150	200		
施行の日以	し尿処理施設	のみを有するもの	30	40	50	70		
後の設置に	下水道終末処:	理場	15	20	40	60		
係る特定事	豚房施設,牛	排出水量 1,000 立方メートル以上のもの	20	25	30	40		
業場	房施設又は	排出水量 1,000 立方メートル未満 200 立	30	40	40	60		
	馬房施設を	方メートル以上のもの	30	40	40	00		
	有するもの	排出水量 200 立方メートル未満のもの	60	80	70	90		
	その他のもの	排出水量 1,000 立方メートル以上のもの	20	25	30	40	3,000	
		排出水量 1,000 立方メートル未満のもの	30	40	40	60	3,000	

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
 - 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
 - 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が50立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
 - 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和 49 年 12 月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和 49 年 12 月 1 日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。
 - 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条に規定する検定方法による検出値である。

イ 鶴田ダムから上流の川内川水域に係る上乗せ排水基準

(昭和49年10月11日公布,昭和49年10月11日施行)

	1					(-Dile 3	0 10	/, 11 -		19 午 10 月 11 日旭11/
					ij	頁目及び	許容限度	ŧ		
				水素イオン	生物化	上学 的	浮遊幣	勿質量	大腸菌群数	
				濃度	酸素罗	更求量	(単位	1 リットル	(単位1	適用の日又は
区分		業種		(水素指数)	数)(単位 1 リットル し		につきミリグラム)		立方センチメー	適用期間
					につきミリグラム)				トルにつき	X2 /10 /91 [FG
					日間	最 大	日間	最 大	個)	
					平均	- N	平均	-12 / 1		
昭和 49 年 10	蒸留酒又に	は混成酒製	造業	5.8~8.6	100	130	100	130		昭和 50 年 10 月 1 日
月 11 日前に 設置されて	染色整理業	€		5.8~8.6	100	130	100	130		昭和 50 年 10 月 1 日
いる特定事	し尿処理が	西設のみを	有するもの	5.8~8.6	30		50	70	3,000	昭和 50 年 10 月 1 日
業場(特定施	と畜場			5.8~8.6	30	40	40	60	1,000	昭和 50 年 10 月 1 日
設の設置の 工事をして	豚 房 施 設, 牛房			20	25	30	40	1,000	昭和 50 年 10 月 1 日	
いるものを			200 立方メートル未							
含む。)			方メートル以上のも		80	100	90	120		昭和 50 年 10 月 1 日
	を有する	の の	337 TM ST 50							, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	もの		: 50 立方メートル未	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000	昭和 50 年 10 月 1 日
	7 - 4 - 1	満のもの	1					222		BITC. TO BY A D. A. D.
	その他のも			5.8~8.6	120	160	150	200	3,000	昭和 50 年 10 月 1 日
			: 200 立方メートル以		20	25	30	40	1,000	
月11日以後の設置に係			200 立方メートル未							
			5メートル以上のもの		60	80	70	90		
場	を有する		: 50 立方メートル未	5, 8~8, 6						
	もの	満のもの		0.0 0.0	90	120	100	130	3,000	
	その他の	排出水量	: 1,000 立方メートル		20	25	30	40		
	もの	以上のも	<i>の</i>		20	25	30	40		
		排出水量	: 1,000 立方メートル	5.8~8.6	30	40	40	60	3,000	
		未満のも	の		00	10	10	00	5,000	

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
 - 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
 - 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
 - 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。
 - 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。

4-(4)-② 鹿児島市内水域に係る上乗せ排水基準

適用区域:稲荷川、甲突川、新川、脇田川、永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域

(昭和54年7月9日公布,昭和54年7月9日施行)

				(-1	6和 54 年 <i>()</i>			午容限月		- 11,42,147
					水素イオン	1				大腸菌
					が 濃度		巨水量		カ貝里	
					(水素指数)			トルにイ		(単位
区	分		業	種	(小米1日奴)		しょりり		7 6 17	1 立方セ
						グラム)	7 6 17	7 /4)		ンチメートル
						日間		日間		につき
						平均	最大	平均	最大	(こ) (固)
昭和48年4月1日	下水道処理区域					1 20		1 ~		四/
(永田川及び和田川	内のもの	全てのも	か		5.8~8.6	20	25	50	70	3,000
並びにこれらに接続	下水道処理区域	阪 戸 施	排出水量	200 立方メートル以						
する公共用水域に係	外のもの	設, 牛房				30	40	40	60	
るものにあっては、	71.02 0.02			200 立方メートル未						
昭和 54 年 7 月 9 日)				ちメートル以上のもの		80	100	90	120	
前に設置されている		を有する								
特定事業場(特定施		もの		は50立方メートル未満	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000
設の設置の工事をし			のもの							
ているものを含む。)		畜産食料品		11.1 4 11 - 4 10 10 1	5.8~8.6	30	40	40	60	3, 000
			と 実を 原料	斗とする保存食料	5.8~8.6	90	120	80	100	3,000
		品製造業	<i>.</i>							·
		米菓製造業			5.8~8.6	60	80	80	100	3, 000
		飲料製造業	387		5.8~8.6	90	120	80	100	3,000
		さつまいも	でん粉製	造業	5.8~8.6	500	650	200	250	3,000
		麺類製造業	4		5.8~8.6	60	80	80	100	3,000
		豆腐製造業	É		5.8~8.6	60	80	80	100	3,000
		紡績業、績	裁維製品	製造業又は染色整	5000	20	00	0.0	100	0.000
		理業			5.8~8.6	60	80	80	100	3, 000
		紙製造業			5.8~8.6	60	80	80	100	3,000
		生コンクリートス	くはセメント製	品製造業	5.8~8.6			30	40	3, 000
		ガス供給業	48		5.8~8.6	30	40	40	60	3, 000
		酸又はアバ	ンカリに』	こる表面処理施設						-,
		を有するも			5.8~8.6	30	40	30	40	3,000
				く 道施設又は自家						
				を有するもの	5.8~8.6	30	40	40	60	3,000
		洗濯業			5.8~8.6	60	80	80	100	3,000
		写真現像業	É		5.8~8.6		40			
				せを有するもの	5.8~8.6	00	10	30		3,000
		し尿処理施				20	40		40	
				2 DV	5.8~8.6		40	50	70	3, 000
	() = = =	その他のも			5.8~8.6	120	160	150	200	3, 000
昭和 48 年 4 月 1 日(全てのもの		水量 2,000 立方メー		5	10	10	20	
並びにこれらに接続する公共用水域に 係るものにあっては、昭和54年7月9				上のもの						
		排出水量 2,000 立方メー			5.8~8.6	20	25	30	40	3,000
日)以後の設置に係る 備者 1 「特定事業場」) 特定事業場 とは 法第2条第	r o =(T) = [T]		満のもの						, i

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
 - 2 「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。
 - 3 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
 - 4 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - 5 昭和48年4月1日(永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るものにあっては、昭和54年7月9日) 前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事をしているものを含む。)のうち下水道処理区域外のものが下水道 処理区域内のものとなったときは、当該特定事業場は、下水道処理区域内のものとなった日から起算して1年間は、なお下 水道処理区域外のものとみなして、この表の規定を適用する。
 - 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
 - 7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年5月10日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和54年5月10日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。
 - 8 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。

4-(4)-③ 米之津川水域に係る上乗せ排水基準

適用区域:米之津川及びこれに接続する公共用水域

(昭和48年6月30日公布,昭和48年7月1日施行)

			1	(**************************************				
					及び許			
							大腸菌	
			酸素引	更求量	(単位1リッ		群数	
区分		業種	(単位	1 リット	いにつきジ		(単位	適用の日又は
		木 性	ルにつ	きミリ	グラム)		1 立方セ	適用期間
							ンチメートル	
			日間	最大	日間	最大	につき	
			平均	取八	平均	取八	個)	
昭和 48 年 7	パルプ,紙又は	排出水量 62,000 立方メートル以上のもの	50	65	60	80		昭和49年7月1日
月1日前に	紙加工品製造業	排出水量 62,000 立方メートル未満のもの	0.0	100	00	100		昭和49年7月1日から
設置されて			80	100	90	120		昭和51年6月23日まで
いる特定事			60	80	70	90		昭和 51 年 6 月 24 日
業場 (特定施	エチルアルコー	排出水量 13,000 立方メートル以上のもの	50	65	50	65		昭和49年7月1日
設の設置の	ル製造業	排出水量 13,000 立方メートル未満のもの	150	000	100	100		昭和49年7月1日から
工事をして				200	100	130		昭和51年6月23日まで
いるものを			60	80	50	65		昭和 51 年 6 月 24 日
含む。)	製あん業		250	300	250	300		昭和49年7月1日
	と畜場		60	80	80	100	3,000	昭和49年7月1日
	その他のもの(豚 するものを除く。	球房施設,牛房施設又は馬房施設を有)	100	130	100	130		昭和49年7月1日
昭和 48 年 7		排出水量1,000 立方メートル以上のもの	20		30	40		
月1日以後の設置に係	みを有するもの	排出水量1,000 立方メートル未満のもの	30		30	40		
る特定事業		排出水量1,000 立方メートル以上のもの	20	25	30	40		
場	施設又は馬房施 設を有するもの	排出水量 1,000 立方メートル未満 200 立	30	40	40	60		
	IN CHINODO	方メートル以上のもの			10			
		排出水量 200 立方メートル未満のもの	60	80	70	90		
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40		
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	30	40	40	60		

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
 - 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
 - 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が50立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
 - 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。
 - 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。

4-(4)-④ 大淀川水域に係る上乗せ排水基準

適用区域:大淀川、横市川及び溝之口川並びにこれらに接続する公共用水域

(昭和49年10月11日公布,昭和49年10月11日施行)

				項	目及び	許容限度	=		
			水素イオン			浮遊物		大腸菌	
			濃度	酸素罗	更求量	(単位	1 リットル	群数	YT O D T N
区 分	į	業種	(水素指数)	(単位	1 リットル	につき	リク゛ラム)	(単位 1	適用の日又は
				につき	リク゛ラム)			立方センチメー	適用期間
				日間	最大	日間	最大	トルにつき	
				平均	以 八	平均	拟 八	個)	
昭和 49 年 10	食用アミノ	酸製造業	5.8∼8.6	30	40	40	60		昭和 50 年 10 月 1 日
月 11 日前に	でん粉又は	は化工でん粉製造業		1,000	1,300	200	250		昭和50年10月1日から
設置されて				1,000	1, 500	200	200		昭和51年6月23日まで
いる特定事	製糸業		5.8∼8.6	90	120	70	90		昭和 50 年 10 月 1 日
業場 (特定施設の設置の	と畜場		5.8~8.6	30	40	40	60	1,000	昭和 50 年 10 月 1 日
工事をして	豚 房 施	排出水量200立方メー		20	25	30	40	1 000	昭和 50 年 10 月 1 日
エザをして いるものを		小以上のもの		20	20	30	40	1,000	ипли 50 — 10 /) 1 п
含む。)		排出水量200立方メー							
		トル未満 50 立方メートル		80	100	90	120		昭和 50 年 10 月 1 日
		以上のもの							
	もの	排出水量50立方メート	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000	昭和 50 年 10 月 1 日
	7 0 114 0 3	ル未満のもの		400					ETT- FO T 10 F 1 F
BH 5- 10 F 10	その他のも		5.8~8.6	120	160	150	200	3, 000	昭和 50 年 10 月 1 日
		排出水量200立方炉		20	25	30	40	1,000	
月11日以後の設置に係	. ,	排出水量 200 立方メー							
		か未満 50 立方メートル		60	80	70	90		
場		以上のもの		00	00	70	90		
	もの	排出水量50立方メート							
		ル未満のもの	5.8~8.6	90	120	100	130	3,000	
	その他の	排出水量1,000立方							
	もの	メートル以上のもの		20	25	30	40		
		排出水量1,000立方	.	0.0	4.0	4.0	0.0	0.000	
		メートル未満のもの	5.8~8.6	30	40	40	60	3, 000	

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
 - 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
 - 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
 - 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。
 - 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。

4-(4)-⑤ 志布志湾流入水域に係る上乗せ排水基準

適用区域:肝属川, 田原川, 菱田川, 安楽川及び前川並びにこれらに接続する公共用水域

(昭和50年10月15日公布,昭和50年11月1日施行)

				項	目及び	許容限度	ŧ	
			水素イオン	生物化	学的酸	浮遊物	勿質 量	大腸菌群数
			濃 度	素要求量		(単位	1 リットル	(単位1
区 分		業種	(水素指数)			_	ミリク゛ラ	立方センチメー
				につき ミリグラム)		7) P		トルにつき
				日間平均	最 大	日間平均	最 大	個)
昭和 50 年 11 月	乳製品製造業		5.8~8.6	50	65	50	65	1,000
1日前に設置さ	食鳥処理加工業	44//	5.8~8.6	30	40	40	60	1,000
れている特定事 業場(特定施設	蒸留酒及び混	排出水量 2,000 立方メートル以上のもの		20	30	40	60	
の設置の工事を	成酒製造業	排出水量 2,000 立方メートル未満 50 立方		60	80	70	90	
しているものを		メートル以上のもの		00	00	10	30	
含む。)		排出水量 50 立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3, 000
	染色整理業		5.8~8.6	100	130	100	130	3, 000
	製糸業		5.8~8.6	100	130	100	130	3, 000
	エチルアルコ	排出水量 7,000 立方メートル以上のもの		20	30	40	60	
	ール製造業	排出水量 7,000 立方メートル未満のもの	5.8~8.6	60	80	70	90	3, 000
	クエン酸製造	排出水量10,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60	
	業	排出水量10,000立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3, 000
	と畜場		5.8~8.6	30	40	40	60	1,000
	し尿処理施設の	りみを有するもの	5.8~8.6	30	40	50	70	3,000
	豚房施設, 牛	排出水量 200 立方メートル以上のもの		30	40	40	60	
	房施設又は馬	排出水量 200 立方メートル未満 50 立方メー		80	100	90	120	
	房施設を有す	い以上のもの		80	100	90	120	
	るもの	排出水量 50 立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000
	その他のもの	(さつまいもでん粉製造業を除く。)	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000
	豚房施設, 牛	排出水量 200 立方メートル以上のもの		20	25	30	40	
1日以後の設置に係る特定事業	房施設又は馬	排出水量 200 立方メートル未満 50 立方メー		60	80	70	90	
場	房施設を有す	小以上のもの		00	80	70	90	
	るもの	排出水量 50 立方メートル未満のもの	5.8~8.6	90	120	100	130	3,000
	その他のもの	排出水量 1,000 立方メートル以上のもの		20	25	30	40	
		排出水量 1,000 立方メートル未満のもの	5.8~8.6	30	40	40	60	3,000

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
 - 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
 - 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
 - 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。
 - 6 クエン酸製造業に係る特定施設とクエン酸製造業以外の業種に係る特定施設を併設している特定事業場に対しては、クエン酸製造業に係る特定施設を設置している特定事業場に対して適用する上乗せ排水基準を適用する。
 - 7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。

4-(4)-⑥ 万之瀬川水域に係る上乗せ排水基準

適用区域: 万之瀬川及びこれに接続する公共用水域

(昭和50年10月15日公布,昭和50年11月1日施行)

			項目及び許容限度									
			水素イオン					大腸菌群数				
							(単位1立					
		(水素指数)					方センチメートルに					
区 分		業種		につき	ミリク゛ラ	(۵		つき個)				
				(۵	•							
				日間	最 大	日間	最 大					
				平均		平 均						
昭和 50 年 11 月	食鳥処理加工業		5.8~8.6	30	40	40	60	1,000				
1日前に設置されている特定専		排出水量2,000 立方メートル以上のもの		20	30	40	60					
れている特定事 業場(特定施設	成酒製造業	排出水量 2,000 立方メートル未満 50 立		20	0.0		0.0					
の設置の工事を		方メートル以上のもの		60	80	70	90					
しているものを		排出水量 50 立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000				
含む。)		排出水量8,000 立方メートル以上のもの		20	30	40	60					
	業	排出水量8,000 立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000				
	と畜場		5.8~8.6	30	40	40	60	1,000				
	し尿処理施設の	りみを有するもの	5.8~8.6	30	40	50	70	3,000				
	豚房施設, 牛	排出水量 200 立方メートル以上のもの		30	40	40	60					
	房施設又は馬	排出水量 200 立方メートル未満 50 立方		0.0	100	0.0	100					
	房施設を有す るもの	メートル以上のもの		80	100	90	120					
		排出水量 50 立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000				
	その他のもの	(さつまいもでん粉製造業を除く。)	5.8~8.6	120	160	150	200	3,000				
昭和 50 年 11 月		排出水量 200 立方メートル以上のもの		20	25	30	40					
1日以後の設置		排出水量 200 立方メートル未満 50 立方		CO	00	70	90					
に係る特定事業 場	房旭設を有り るもの	メートル以上のもの		60	80	70	90					
		排出水量 50 立方メートル未満のもの	5.8~8.6	90	120	100	130	3,000				
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	30	40					
		排出水量1,000 立方メートル未満のもの	5.8~8.6	30	40	40	60	3,000				

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
 - 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
 - 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
 - 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。
 - 6 クエン酸製造業に係る特定施設とクエン酸製造業以外の業種に係る特定施設を併設している特定事業場に対しては、クエン酸製造業に係る特定施設を設置している特定事業場に対して適用する上乗せ排水基準を適用する。
 - 7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。

4-(4)-⑦ 鹿児島湾水域に係る上乗せ排水基準

適用区域: 鹿児島市の北緯 31 度 34 分 6 秒, 東経 130 度 36 分 43 秒の地点と北緯 31 度 26 分 3 秒, 東経 130 度 31 分 15 秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに接続する公共用水域のうち鹿児島市内水域を除く公共用水域

(昭和54年7月9日公布,昭和54年7月9日施行)

				項目及び許容限度									
				水素イオン	生物石					加哲县	大腸菌		
				濃度		要求量				11リッ			
				(水素指数)		立1リッ			トルにつ		(単位		
区	分		業種			小につき训					1 立方セ		
					ク゛ラム)		グ ラム)				ンチメートル		
					日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	に つ き 個)		
昭和54年7 月9日前に	下水道処理区 域内のもの	全てのもの		5.8~8.6	20	25	20	25	50	70	3, 000		
設置されて	下水道処理区	豚房施設,	排出水量200立方メートル以										
いる特定事	域外のもの	牛房施設	上のもの		30	40			40	60			
業場(特定 施設の設置		又は馬房	排出水量 200 立方メートル未		0.0	100				100			
の工事をし		施設を有	満 50 立方メートル以上のもの		80	100			90	120			
ているもの		するもの	排出水量 50 立方メートル未							200			
を含む。)			満のもの	5.8~8.6	120	160			150	200	3,000		
		畜産食料品	製造業	5.8~8.6	30	40			40	60	3,000		
		水産食料品	製造業	5.8~8.6									
				(5.0~9.0)	90	120	90	120	80	100	3,000		
		野菜又は果	実を原料とする保存食料										
		品製造業		5.8~8.6	90	120			80	100	3,000		
		みそ又はし	よう油製造業	5.8~8.6	90	120			80	100	3,000		
		製あん業		5.8~8.6	90	120			80	100	3,000		
			排出水量 500 立方メートル以 上のもの		30	40			40	60	,		
			排出水量 500 立方メートル未 満のもの	5.8~8.6	60	80			80	100	3,000		
		ぶどう糖又	は水あめ製造業	5.8~8.6	60	80			80	100	3,000		
		麺類製造業		5.8~8.6	60	80			80	100	3,000		
		豆腐又は煮	豆製造業	5.8~8.6	60	80			80	100	3,000		
		紡績業,繊理業	維製品製造業又は染色整	5.8~8.6	60	80			80	100	3,000		
		紙製造業		5.8~8.6	60	80			80	100	3,000		
		生コンクリート又	はセメント製品製造業	5.8~8.6					30	40	3,000		
		ガス供給業		5.8~8.6	30	40			40	60	3,000		
		酸若しくはこ	アルカリによる表面処理施										
		設又は電気は	りっき施設を有するもの	5.8~8.6	30	40			30	40	3,000		
		旅館業	排出水量 500 立方メートル以										
			上のもの		30	0			40	60	_		
			排出水量 500 立方メートル未		60	80			80	100			
			満 50 立方メートル以上のもの		60	80			80	100			
			排出水量 50 立方メートル未	E 0 : 0 : 0	100	100			150	000	2 000		
			満のもの	5.8~8.6	120	160			150	200	3, 000		
		卸売市場		(5.0~9.0)			60	80					

						項	目及び	許容限	度		
				水素イオ	生物化	匕学的	化学的	勺酸素	浮遊物	7質量	大腸菌群
				ン濃度	酸素男	更求量	要求量	要求量		左 1 リッ	数
区	分	業	種	(水素指数)	(単位 1 リッ		7		いにつきジ		(単位 1
	,,		122			つき训	トルにつ	つき训	グ ラム)		立方センチメ
					ク [*] ラム) 日間	l	ク [*] ラム) 日間		日間		-トルにつ き個)
					平均	最大	平均	最大	平均	最大	(邮5
	下水道処理	自動式車両洗	ご浄施設を有するもの	5.8~8.6					30	40	3,000
	区域外のも	し尿処理施設	とを有するもの	5.8~8.6	0.0			70	50	=0	
	の			(5.0~9.0)	30	40	50	70	50	70	3,000
		その他のもの) (さつまいもでん粉製		100						
		造業を除く。)	5.8~8.6	120	160			150	200	3,000
昭和54年7	下水道処理	全てのもの		5.8~8.6				0.5			
	区域内のもの			(5.0~9.0)	20	25	20	25	30	40	3,000
の設置に係る特定事業		豚房施設,	排出水量 200 立方メートル					0.5			
場	区域外のもの	牛房施設又	以上のもの		20	25	20	25	30	40	
		は馬房施設	排出水量 200 立方メートル								
		を有するも	未満 50 立方メートル以上の		60	80	60	80	70	90	
		の	もの								
			排出水量50立方メートル未	5.8~8.6							
			満のもの	(5.0~9.0)	90	120	90	120	100	130	3,000
		その他のも	排出水量1,000立方メート			-		-			
		の	ル以上のもの		20	25	20	25	30	40	
			排出水量1,000 立方メート	5.8~8.6	0.0	4.0	0.0	4.0	4.0	0.0	0.000
			ル未満のもの	(5.0~9.0)	30	40	30	40	40	60	3,000

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
 - 2 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
 - 3 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
 - 4 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - 5 水素イオン濃度 (5.0~9.0) 及び化学的酸素要求量に係る許容限度は、排出水を海域に直接排出する特定事業場について のみ適用する。
 - 6 特定事業場(特定施設の設置の工事をしているものを含む。)のうち下水道処理区域外のものが下水道処理区域内のものとなったときは、当該特定事業場は、下水道処理区域内のものとなった日から起算して1年間は、なお下水道処理区域外のものとみなして、この表の規定を適用する。
 - 7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
 - 8 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年5月10日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和54年5月10日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。
 - 9 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。